附属機関等の概要

1	名 称	宮崎県観光審議会			
2	区 分	■ 附属機関(地方自治法第138条の4第3項に基づくもの)			
		□ 私的諮問機関(有識者等の意見を県政に反映するための懇話会等)			
3	設置根拠	神話のふるさと宮崎観光おもてなし推進条例 第14条			
4	設置目的	観光振興計画の策定及び推進に関すること及び観光振興に係る重要事項に 関することについて調査審議するため			
5	担 任 事 務 (協議事項)	観光振興計画の策定及び推進に関すること及び観光振興に係る重要事項に 関すること。			
6	会議の開催状況 (令和5年度)	① 開催期日 令和5年5月11日			
		② 主な審議事項 宮崎県観光振興計画(案)について 令和5年度主要施策について			
7	会議の公開 (傍 聴)	公開(傍聴)の ■ 公開(傍聴可) 状況			
		□ 非公開(傍聴不可) 非公開の理由 □ 未定			
		議事録又は議 事概要等の公 閲覧場所: 観光推進課			
		表			
		□ 無し			
		□ 未定			
8	所管課(室)名	商工観光労働部 観光推進課 観光戦略担当			
L		電 話: 内線2553 (直通)0985-26-7104			

9 構成員の名簿

令和6年3月31日現在

区分	氏 名	所属等	備考 (専門部会等)
	未	: 選 任	